

茨木市教育大綱

(第2期) (案)

令和2年(2020年)～6年(2024年)

令和2年(2020年)2月 改定

茨 木 市

目 次

| | | |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 教育大綱の策定の背景 | 1 |
| 2 | 教育大綱の対象期間 | 1 |
| 3 | 教育大綱の体系図 | 1 |
| 4 | 教育大綱として位置づける施策・取組 | 3 |
| | (1) すべての子どもの育ちを支援する | |
| | (2) 「生きる力」を育む教育を推進する | |
| | (3) 魅力ある教育環境づくりを推進する | |
| | (4) 青少年の心豊かなたくましい成長を支援する | |
| | (5) 生涯学習の機会を増やし情報提供を充実する | |
| | (6) 文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する | |
| 5 | 大綱における施策・取組の進捗管理について | 9 |
| 6 | 第5次茨木市総合計画と茨木市教育大綱の相関図 | 10 |

1 教育大綱の策定の背景や考え方

茨木市では、平成27年3月に、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向を示した「第5次茨木市総合計画」（以下「総合計画」）を策定し、教育を含む諸施策についても、総合計画における実施計画において、その実現に向けた様々な取組を進めています。

また、平成27年4月に「地方教育行政組織及び運営に関する法律」の~~が~~一部改正が施行され、同法第1条の3において、~~教育の目標や施策の根本となる方針である「教育大綱」の策定や、を定めるものと規定されました。~~

また、同法第1条の4に、~~市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」の設置など~~が規定され、~~教育大綱の策定に関する協議等を行うこととされています。~~

茨木市では、こうした状況を踏まえ、総合教育会議において協議を行った結果、総合計画における教育に関する施策・取組を「茨木市教育大綱（第1期）」として位置づけ、策定することとしました。~~しており、総合計画において、令和2年1月に令和2年から5年間の後期基本計画を策定したことから、同様に、「茨木市教育大綱（第2期）」を策定することとします。~~

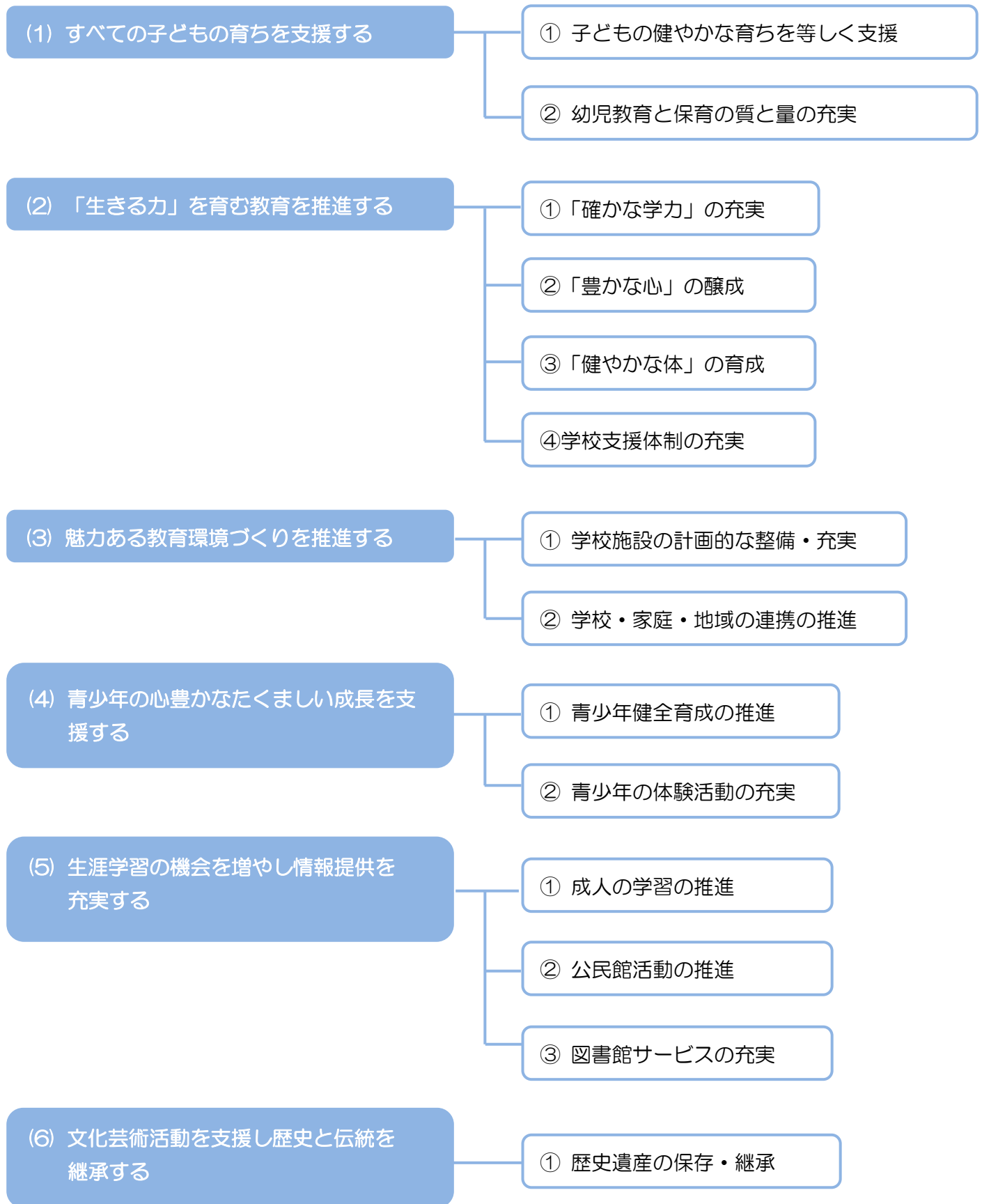
2 教育大綱の対象期間

平成27年度~~令和2年度~~から平成31年度~~令和6年度~~までの5年間とします。
これは、総合計画前期~~後期~~基本計画の計画期間と、整合を図るためです。

3 教育大綱の体系図

茨木市教育大綱は、「総合計画」の「まちの将来像2 次代の社会を担う子どもたちを育むまち」及び「まちの将来像3 みんなの”楽しい”が見つかる文化のまち」における、教育に関する施策・取組をもって構成します。

【教育大綱の体系図】



4 教育大綱として位置づける施策・取組

教育大綱として位置づける施策・取組については、「3 教育大綱の体系図」で示したとおり、総合計画における教育に関する施策・取組で構成しており、それぞれの施策の方向性を示すとともに、その施策の実現をめざす取組とその目標、さらには、「市が行うこと」を定めています。

なお、総合計画と教育大綱の関連性を明確にするため、教育大綱に定める各施策及び取組には、総合計画における位置づけを括弧書きで示しています。

(1) すべての子どもの育ちを支援する (まちの将来像2 施策1)

【施策の方向性】

次世代育成支援行動計画に基づき、すべての子ども・家庭の状況に応じた切れ目のない支援を行うことにより、子どもの健やかな育ちを保障するとともに、安心して子育てできる環境を整えます。

【取組の目標及び市が行うこと】

| 取組 | 目標 | 市が行うこと |
|-----------------------------|--|---|
| ① 子どもの健やかな育ちを等しく支援 (取組1) | 社会的な支援が必要な子ども・家庭をはじめとする様々な状況にある子どもが健やかに育つための環境が整っています。 | 子ども・子育て支援施策の拠り所として、次世代育成支援行動計画を策定するとともに に基づき 、児童虐待の予防への 対応 や発達支援、医療費の助成やひとり親家庭への支援、修学意欲のある若者へのサポートなど個々の状況に応じた支援が行える体制を整えます。 |
| ② 幼児教育と保育の質と量の充実 (取組3) | 待機児童が解消されるとともに、保護者のニーズに応じた質の高い幼児教育・保育が総合的に提供されています。 | 幼稚園、認定こども園 ^{※1} 、保育所等における の整備を計画的に進めるとともに、それらの施設で質の高い教育・保育の提供体制を計画的に整備するとともに、そのを行えるよう施策の充実・向上に努めます。 |

※1 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

(2) 「生きる力」を育む教育を推進する（まちの将来像2 施策3）

【施策の方向性】

すべての児童・生徒の「生きる力」、すなわち「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成し、その基盤となる「非認知能力^{※2}」の育成を進め、これからの社会を生き抜く資質・能力を育むことをめざします。また、個人の可能性を最大限引き出すため、学校園をはじめ保育所、関係諸団体が連携して就学前から中学校卒業まで一貫した「きめ細やかで質の高い教育」を保障し、「学びを通じた信頼される学校づくり」を進めます。

【取組の目標及び市が行うこと】

| 取組 | 目標 | 市が行うこと |
|----------------------|--|--|
| ①「確かな学力」の充実 (取組1) | 小中学校が連携して学力向上にかかる組織的・計画的な取組を推進しており、児童・生徒は学習習慣を身につけ、知識や技能を活用して学習に取り組み、学ぶ喜びを実感しています。 | 学校と市教育委員会は、進行中の「茨木っ子ジャンプアッププラン28」後新プランにおいても学力向上施策に継続して取り組めますが、特に就学前を含めた保幼小中連携や市立図書館等との連携を図って「質の高い教育」をめざします。 |
| ②「豊かな心」の醸成 (取組2) | 一人ひとりの児童・生徒が基本的な倫理観や規範意識を身につけ、学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを実感し、安心して学ぶことができます。 | 道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、「茨木市いじめ防止基本方針」に基づくいじめの未然防止の取組により、いじめや不登校のや、自己肯定感や自己有用感 ^{※3} を高める取組、SC・SSW ^{※4} などの専門家の活用により、いじめや不登校の未然防止・早期発見・早期対応を図ります。 |

※2 忍耐力・自制心・レジリエンス（逆境に打ち勝つ力）・共感力・コミュニケーション力など、子どもたちにつけたい力です。学力テスト等で測定できる認知能力に対し、測定できない（しにくい）ことから非認知能力といわれています。

※3 自己肯定感：自分の存在を信じる感情や自分を肯定する感情のことです。
自己有用感：自分が有用だと思える感情です。また、他人との関係で自分が誰かの役に立っていると認識できるときに起きる感情です。

※4 SC（スクールカウンセラー）：臨床心理士または学校心理士の資格を持ち、学校において児童・生徒の心のケアや保護者や教職員に対しアドバイスをを行います。
SSW（スクールソーシャルワーカー）：社会福祉士または精神保健福祉士の資格を持ち、課題を有する児童・生徒やその家庭に対して関係機関と連携しながら支援を行います。

| | | |
|------------------------------|---|--|
| <p>③「健やかな体」の育成 (取組3)</p> | <p>小中学校が連携した体力向上の取組や授業改善、新体力テスト※⁵の活用を進めたことにより、児童・生徒は、健康への意識が高まり、体力向上の意欲や運動に親しむ機会が増えています。給食では安全安心な地元食材の使用量が向上し、的確なアレルギー対応ができています。</p> | <p>新体力テストの分析結果を提供して、健康や体力の維持・向上、「食」への意識を高めるとともに、蓄積した結果を体育指導に有効に活用します。大学と連携した体力向上プログラムを活用し体育の授業づくりを進めます。また、アレルギー対応への的確な対応を図るとともに、地元食材の使用などにより学校給食等における食育の充実に努めます。中学校給食については、全員給食の早期実現をめざします。</p> |
| <p>④ 学校支援体制の充実 (取組4)</p> | <p>教職員は、最新の技術や情報をもとに授業改善に取り組んでいます。丁寧な相談活動による状況把握と分析の結果、学校と連携した適切な指導・支援が行われ、相談者の学校生活への不安が軽減されています。さらに、教育委員会による支援や学校の業務改善が進むことで、教員の時間外勤務が減少し、児童・生徒に向き合う時間が確保され、日々の教育活動の充実に繋がります。</p> | <p>初任者、ミドルリーダー※⁶、管理職等に必要な情報を分析・選択して研修を実施するとともに、イントラネットを活用し情報提供を行います。 発達相談や不登校・いじめ等の不安や悩みへの相談業務及び支援を充実します。 長時間勤務解消については、これまでの学校への人的支援や専門職の配置等を充実させるとともに、ICT等の活用による業務の平準化、効率化を図り、教員の時間外勤務の削減を進めます。</p> |

※⁵一般的には「スポーツテスト」と呼ばれます。平成11年度に、「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「反復横とび」「20mシャトルラン」「50m走」「立ち幅とび」「ソフト(ハンド)ボール投げ」に種目変更されたことから「新体力テスト」と呼ばれます。

※⁶ 学校運営の中核となる首席、指導教諭および教諭のことを指します。

(3) 魅力ある教育環境づくりを推進する (まちの将来像2 施策4)

【施策の方向性】

それぞれの学校において、子どもたちが良好で快適な環境のもとで教育を受けることができる環境を整備します。

また、地域における教育コミュニティづくりが進むとともに、子どもたちが安全に安心して過ごすことができる環境を整えます。

【取組の目標及び市が行うこと】

| 取組 | 目標 | 市が行うこと |
|---------------------------|--|---|
| ① 学校施設の計画的な整備・充実 (取組1) | 学校施設・設備等が、計画的に更新されることにより、利便性や機能性を持つ、快適な教育環境で効果的な児童・生徒の学習が行われています。 | 老朽化する施設の長寿命化改修に取り組むとともに、社会環境や生活様式の変化などを踏まえた良好で快適な環境を提供します。 |
| ② 学校・家庭・地域の連携の推進 (取組2) | 学校・家庭・地域が互いに情報共有し、それらが連携して教育コミュニティづくりを進めています。また、子どもたちの安全で安心な居場所づくりや地域での見守り体制が整っています。 | 校区を基盤とした学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティづくりを推進するとともに、子どもへの安全教育や安全で安心な居場所の提供を行います。 |

(4) 青少年の心豊かなたくましい成長を支援する
(まちの将来像2 施策5)

【施策の方向性】

全ての青少年が様々な地域活動や体験活動に参加するとともに、適切な支援を受けることにより、心豊かにたくましく成長することができるよう取組を進めます。

【取組の目標及び市が行うこと】

| 取組 | 目標 | 市が行うこと |
|------------------------|---|---|
| ① 青少年健全育成の推進 (取組1) | 各地域で青少年健全育成の 対象にした行事等 が活発に実施されることにより、 地域の方との関わりが増えること により、地域の子どもを地域で見守り、育てるという市民意識の醸成がされています。 | 地域において、青少年が 主体的に関わる健全育成を啓発行事を推進 するとともに、青少年健全育成団体の支援に努めます。また、関係機関と 連携し、青少年を取り巻く有害環境や消費者問題等の状況を踏まえた啓発・情報提供 を行います。 青少年問題協議会 ^{※7} の提唱により、 で決定した重点目標により 、青少年健全育成のための安全安心な環境整備に努めます。 |
| ② 青少年の体験活動の充実 (取組2) | 青少年が の活動拠点である上中条青少年センター及びや青少年野外活動センターのほか、ユースプラザ^{※8} などでの体験活動を通して自尊心や生きる力を高め、自分の将来に対して夢や希望を持つことができるような集団活動が活発に展開しています。 | こども会等体験活動の 機会を提供するをはじめとする、青少年健全育成団体の活動支援 に努めます。 上中条青少年センターや青少年野外活動センターの施設整備を進めるとともに、 青少年の各センター及びユースプラザ等を活用し 、体験活動の充実を図ります。 |

※7 市長を会長とし、学識経験者、市議会議員、警察署・保健所・子ども家庭センターなどの関係行政機関、関係団体等で組織され、青少年に関する総合的施策についての重要事項を審議する茨木市の附属機関です。

※8 概ね中学生から39歳までの子ども・若者が、地域で孤立することのないよう人とつながる場を創るとともに、関係機関等と連携して支援することで、子ども・若者の生きづらさの早期解消を図ることを目的とした社会体験や交流・相談ができる居場所です。

(5) 生涯学習の機会を増やし情報提供を充実する (まちの将来像3 施策1)

【施策の方向性】

本市の生涯学習に関する取組の基本となる計画を策定するとともに、市民、行政、教育機関など、**企業等**との連携により、社会的な課題や市民ニーズに対応した多様な学習の場や機会、情報などを提供し、市民の主体的な生涯学習活動を促します。

社会教育については、学校教育との連携を図りながら、これからの時代に求められる**成人教育の学習**や、公民館活動の推進、図書館の機能の充実を図ります。

【取組の目標及び市が行うこと】

| 取組 | 目標 | 市が行うこと |
|--------------------------------|--|--|
| ① 成人教育の 学習 の推進 (取組3) | 成人が学習意欲をもって自己啓発に励み、充実した日常生活を送るとともに、学習成果を社会へ還元し、地域社会の連帯、活性化につながるよう、組織的な教育活動が充実しています。 | 講座・講習など、人権教育を含む多様な学習機会の体系的、継続的な提供に努めるとともに、社会教育に取り組む各種団体の活動の推進のため支援を行います。 |
| ② 公民館活動の推進 (取組4) | 住民が安心して豊かに暮らせる地域づくりのため、学習機会や情報が提供されています。それぞれの地域性をいかした地域づくり活動が活性化するための支援が充実しています。 | 地域の多様な課題に対応した学習機会や情報を提供するとともに、地域社会における 個人 や様々な団体の活動を側面から支援し、相互の連携を促進する取組を行います。 |
| ③ 図書館サービスの充実 (取組5) | 地域の情報拠点として、必要な情報を得ることができ、調べものを行うなど、仕事や生活上の課題を解決するために利用されています。乳幼児から高齢者まで、 読書活動の推進が図られ 、市民の暮らしに役立つ図書館サービスが提供されています。 | 体系的に資料を収集し、効率的に管理・保存することにより、積極的な資料・情報の提供に努めます。また、 図書館が中心となり、学校や関係機関と連携し、読書推進につながるサービスをの充実しを図り 、市民のあらゆる知的活動を支援します。 |

(6) 文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する (まちの将来像3 施策3)

【施策の方向性】

文化振興ビジョンに基づき、市民の主体的な文化活動や交流を支援するとともに、子どもたちへの多様なアプローチを進めるなど、新しい担い手の発掘と育成を図ります。また、歴史遺産の保存と活用を推進し、拠点施設の機能充実を図り、市民の郷土愛を育むことで、歴史文化遺産を発展的に継承します。

【取組の目標及び市が行うこと】

| 取組 | 目標 | 市が行うこと |
|-------------------|--|--|
| ① 歴史遺産の保存・継承（取組4） | 多くの市民がキリシタン遺物や銅鐸鑄型など、本市の貴重な歴史遺産や文化財に親しむ機会が充実しています。 | 歴史遺産の保存と活用を推進し、情報収集と発信に努めます。また、保存環境の整備を進め、文化財資料館やキリシタン遺物史料館など拠点施設の機能充実を図るとともに、貴重な文化財の市への移管を働きかけます。 |

5 大綱における施策・取組の進捗管理について

総合計画では、総合計画に掲げる各施策を効果的に進めていくため、施策の進捗状況や社会情勢、財政状況などを踏まえて、毎年、当該年度以降の5年間に取り組む具体的な事業の計画（実施計画）を作成しています。

また、平成28年度からは、平成27年度における総合計画の進捗状況を把握するため、施策評価を実施することとしています。

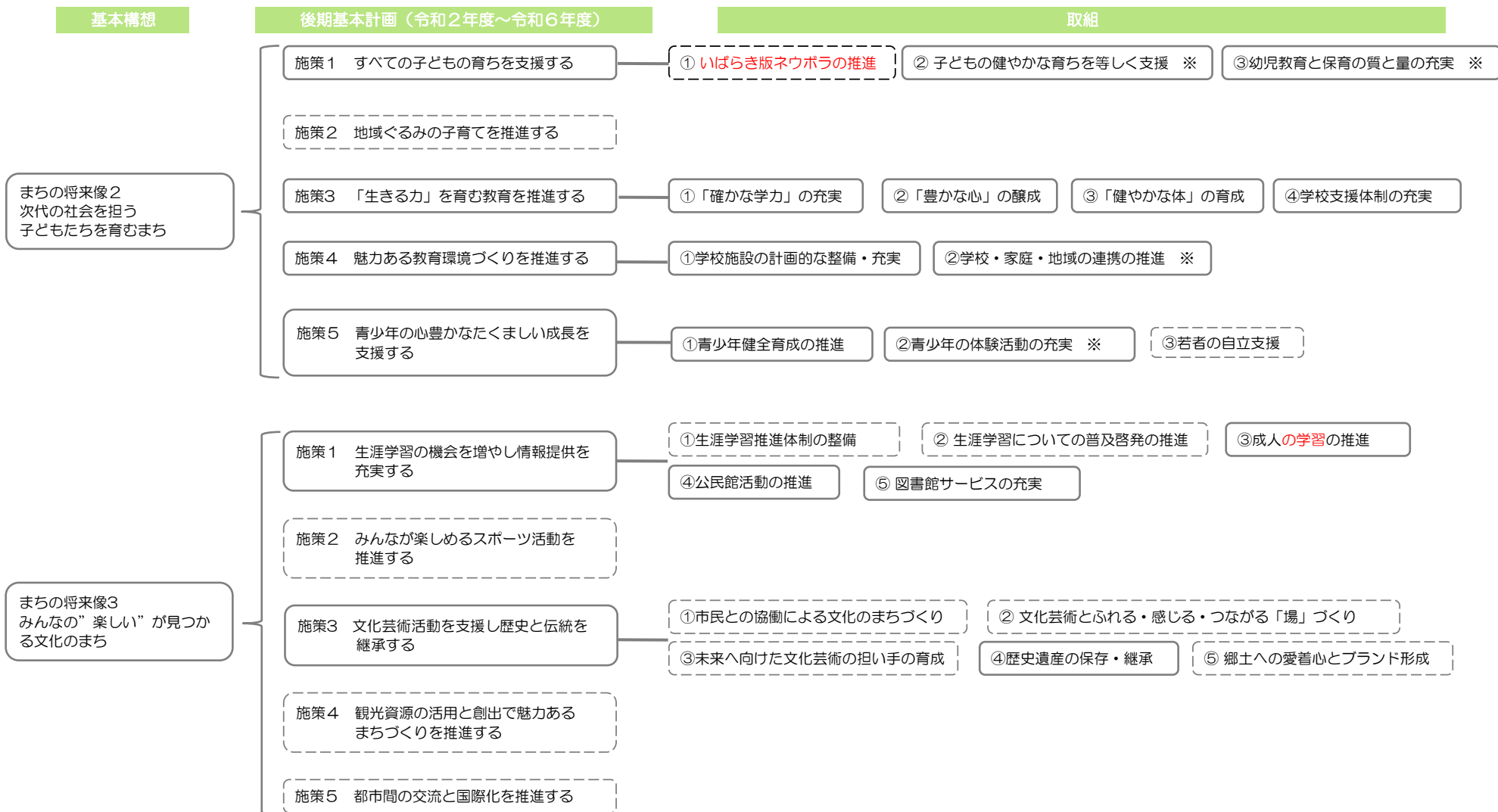
そこで、教育大綱として位置づけた6施策14取組についても、実施計画及び施策評価において、その進捗状況を見極めるとともに、施策の実現及び取組の目標達成に向けて、今後とも、市長部局と教育委員会が連携して取り組むこととします。

なお、これらの取組については、総合教育会議においても報告し、共有することとします。

6 第5次茨木市総合計画と茨木市教育大綱の相関図

第5次茨木市総合計画（平成27年度～令和6年度）

- ・実線で囲んでいる施策及び取組を、大綱に位置づけています。
- ・点線で囲んでいる施策及び取組は市長部局で行うものです。
- ・※印のある取組は、市長部局の事業と教育委員会の事業の両方が含まれている取組です。



茨 木 市 教 育 大 綱

発行日 令和2年 2月

発 行 茨木市

編 集 茨木市 企画財政部 政策企画課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

TEL. 072-622-8121 (代表)